

鎌倉市告示第 287 号

令和 8 年度（2026 年度）鎌倉市一般廃棄物処理実施計画の策定について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条及び同法施行規則第 1 条の 3 の規定に基づき、令和 8 年度（2026 年度）鎌倉市一般廃棄物処理実施計画を策定したため、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例第 18 条に基づき告示します。

令和 8 年（2026 年）3 月 31 日

鎌倉市長 松尾 崇

